

まず、労働基準監督署に実態を詳しく訴え、アドバイスをもらって、その知識を持って会社に請求してください。その場合は手元につかりと資料を置いて、できればそのやり取りを録音しておいてください。また、一人でも入る労働組合があり、また、いつでも連絡ください。

相談事例④：★(50代女性・事務職、正社員)

私傷病扱いで休んできて、解雇予告通知

2年前、電話の対応や人間関係の上のトラブルを理由に、上司から集団で迫及された。その際に事務員からトイレ作業への異動を言われた。それから体調不良に陥り、7月に病院でうつ状態と言われ、仕事を休むこととなった。傷病手当を受給し休職中である。その手当てが今年1月で切れることもあり、年末に経営側から解雇予告通知書が届いた。就業規則上の定

め、休業が長期にわたり、業務に耐えられない、社会保険料の未納を理由に3月末で解雇となる。薬は減ってきているが、主治医からはフルに働くのは無理だと言われている。過去にもいろいろあり(パワハラ・セクハラなど)、今の状態で元の職場に戻るのには難しいかと思う。社会保険料については払う意思はない。金が入れば払うと伝えているが、経営側の手続きも遅れるし、生活問題もあり、すぐには払えない。経営側が私をやめさせたいことはわかるし、私もこの職場には見切りをつけている。退職金に乗せしてくるなら、職場をやめることも考えられる。

アドバイス

傷病手当の期限と就業規則上の定めがある以上は、解雇を撤回して職場に復帰することは難しいよう思う。また、社会保険料についても支払うべきものでない。ただし、傷病手当を取った他の職員の社会保険料の未納

を認めているのなら、問題があると言えます。また、2年前の出来事(録音あり)が発端で病気になったわけなので、そのことは追及すること可能かと思えます。また、1月で傷病手当が切れるので、その後は残っておる年休を行使するように、口頭で伝えるのであれば、手紙で伝えるようにしてください。



厚生労働省からの案内です!

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもを休ませるための仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対して、休業中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。

☆労働者の皆様へ

※1日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

労働者の方が利用を希望する場合、京都労働局 075・275・8087 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用を働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合は、労働者の方から休業支援助金・給付金の支給申請ができるよう

労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。

受付時間

8時30分～17時15分
5分・2022年6月30日まで
(土・日・休日・年末年始を除く)

京都労働局

075・275・8087

小学校休業等対応助成金についてのお問合せ
コールセンター

0120・60・3997
フリーダイヤル

受付時間
9:00～21:00
※土日休日含む



1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
13	17	21	25	20	23	22	29	15	29	40	17	14	14	25	21	24	39	38	53	49	76	43	29	20
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
(1)	(0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(4)	(2)	(1)	(1)	(17)	(4)	(5)	(3)	(3)	(7)	(5)	(13)	(15)	(23)	(29)	(49)	(2)	(0)	(0)

新規相談件数
(コロナ関連件数)
20年

**憲法改悪を許さない！
全国署名をすすめよう！**